

公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

学長 山本 達也

1. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費を適正に運営及び管理するために、機関内の運営・管理に関わる責任体系を定め、これを公表します。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

公的研究費等については、法令等を遵守するとともに、行動規範の策定や、事務手続きや使用ルールに関する情報提供、コンプライアンス教育・啓発活動の実施などを通じて、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上と抑止機能を備えた環境の整備を図ります。不正に関する告発等を受付ける窓口を設置し、構成員に周知徹底します。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

最高管理責任者が策定した基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策のうち、最上位のものとして、また不正を発生させる要因に対応した不正防止計画を策定します。関係部署が連携して、実効性のある対策を実施します。

4. 公的研究費の適正な運営・管理

不正防止計画を踏まえた予算執行を行い、実効性のあるチェックが効く体制を構築して、公的研究費の適正な運営・管理を行います。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費のルール、事務処理手続等に関する相談窓口を設置します。また、公的研究費の使用に関するルールや事務手続き等が、適切に情報共有される体制を構築するとともに、不正防止に関する取組みについて学外へ情報発信します。

6. モニタリングの実施

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施します。

以上